

計画作成年度	平成20年度
第1回変更	平成21年度
第2回変更	平成24年度
第3回変更	平成27年度
第4回変更	平成30年度
第5回変更	令和3年度
第6回変更	令和4年度
第7回変更	令和6年度
計画主体	大阪府 河南町

河南町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名	河南町まち創造部農林商工観光課
所在地	大阪府南河内郡河南町白木1359-6
電話番号	0721-93-2500
FAX番号	0721-93-4691
メールアドレス	nousyoukan@town.osaka-kanan.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、アオサギ、カラス、ムクドリ、シカ、ヌートリア
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	河南町（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、野菜類	13,43a 169千円
アライグマ	一部の営農地における小規模な被害が中心で、被害申告がないものの、野菜類全般に被害が見受けられる。今後は町全域の営農地における被害の拡大が予想される。	申告なし
アオサギ	現在は平石地区における小規模な被害が中心で、被害申告がなく、目立った被害はないものの、今後は町全域の営農地における被害の拡大が予想される。	申告なし
カラス	一部の営農地における小規模な被害が中心で、被害申告がなく、目立った被害はないものの、今後は町全域の営農地における被害の拡大が予想される。	申告なし
ムクドリ	イチジク	申告なし
シカ	現在は町全域の営農地における被害申告がなく、今後生息が確認された場合は町全域の営農地における被害の拡大が予想される。	申告なし
ヌートリア	一部の営農地における小規模な被害が中心で、被害申告がないものの、野菜類に被害が見受けられる。今後は町内河川近くの営農地における被害の拡大が予想される。	申告なし

(2) 被害の傾向

<p>近年、河南町においては、鳥獣被害による農家の作付け意欲の減退が問題となっている。イノシシの被害は、山間部より町全域へ広がり、アライグマ、ヌートリアについては、一部の営農地や人家近くに出没するなど、被害拡大への不安が広がっている。近年シカを目撃情報もあり、また、アオサギ、カラス、ムクドリによる作物への被害も含め、今後農作物への被害拡大が予想される。</p>

(3) 被害の軽減目標

(千円/h a)

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
農作物被害金額	1 6 9	1 5 0
農作物被害面積	0. 1 3	0. 1 0

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	大阪府猟友会富田林支部との協力により、狩猟目的及び有害捕獲目的での捕獲を推進してきた。 また、有害鳥獣の捕獲については、町から大阪府猟友会富田林支部及び河南町鳥獣被害対策協議会へ助成を実施し、捕獲の担い手確保などに協力している。	大阪府猟友会富田林支部の会員への負担増や河南町鳥獣被害対策協議会による捕獲隊、捕獲補助隊の高齢化などにより、捕獲の担い手の確保が困難となりつつある。
防護柵の設置等に関する取組	平成19年度より町農作物被害防止事業として農家の実施する防護柵、電気柵等の補助を実施。 電気柵については、平成22年度6,700m、平成23年度5,875m、平成24年度23,250m、平成25年度2,082m、平成26年度4,750m、平成27年度7,250m、平成28年度7,500m、平成29年度11,500m、平成30年度11,750m、令和元年度11,250m、令和2年度10,000m、令和3年度11,250m、令和4年度3,750m、令和5年度4,000mを設置。	個別柵による対策だけではなく、より効率的な集団での取組方法についても検討が必要である。 耕作放棄地の適正管理及び新たな利用の検討を行うなど、遊休農地の解消が必要。

(5) 今後の取組方針

- 1) 地域と一体となった被害防除体制の強化に取り組む。
- 2) 捕獲と防護の両面で被害防止対策を推進する。
- 3) 有害鳥獣の生息状況と生態調査、有害鳥獣による農作物被害の把握を進める。
- 4) 隣接自治体や猟友会と連携した捕獲体制の確立を目指す。
- 5) 捕獲従事者の増員・育成対策を講じる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

既存の体制（猟友会）と協力しながら、「農家自ら農作物を守る」という観点から農家がわな猟免許を取得し自ら捕獲を実施し、イノシシ被害を軽減するようにしていく。
大阪府猟友会富田林支部5名＋農家の免許取得者43名

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度～ 令和8年度	イノシシ アライグマ アオサギ カラス ムクドリ シカ ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会との連携を強化する。 ・ 効果的に捕獲を行うため、猟友会への捕獲助成及び河南町鳥獣被害対策協議会への捕獲檻購入費用等の助成を行う。 ・ 防護柵設置に伴う経費の一部を助成する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去3年間の捕獲実績累計（イノシシ124頭、アライグマ36頭、ヌートリア4頭）ならびに対象鳥獣の生息状況及び捕獲体制の推移を踏まえて設定する。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	150頭	150頭	150頭
アライグマ	30頭	30頭	30頭
アオサギ	10羽	10羽	10羽
カラス	10羽	10羽	10羽
ムクドリ	10羽	10羽	10羽
シカ	10頭	10頭	10頭
ヌートリア	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容
<p>野生鳥獣の捕獲については、大阪府猟友会富田林支部の協力のもと、河南町鳥獣被害対策協議会の捕獲隊及び捕獲補助隊において、狩猟及び有害捕獲に取り組む。</p> <p>更に、農作物に被害を及ぼすアライグマ、ヌートリアについては、町で購入した箱わなを貸し出すなど、生産農家による捕獲を推進する。</p> <p>なお、箱わなについては、イノシシ用箱わな（大型）、アライグマ等用箱わな（小型）に大別のうえ、それぞれ必要数の確保に努める。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
河南町 (平成19年4月 権限委譲済)	狩猟鳥獣及びダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、ニホンザル、イタチ（メス）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ アライグマ シカ ヌートリア	電気柵 延長 10,000m (40反×250m) 受益面積 4ha (町全域)	電気柵 延長 10,000m (40反×250m) 受益面積 4ha (町全域)	電気柵 延長 10,000m (40反×250m) 受益面積 4ha (町全域)

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和6年度～ 令和8年度	イノシシ アライグマ アオサギ カラス ムクドリ シカ ヌートリア	被害防止対策知識の普及と啓発 防護柵や箱わな、簡易捕獲器の購入 新規狩猟免許取得者の助成 電気柵への購入助成 鳥類被害用防護網への購入助成など

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

構成機関の名称	役 割
富田林警察署	町内の各交番、駐在所への周知
河南町役場	情報収集、連絡調整および周知
大阪府猟友会富田林支部	対象鳥獣の捕獲等に関すること
河南町教育委員会	町内の各小中学校への周知
河南町内自治会	地区住民への周知
大阪府南河内農と緑の総合事務所 大阪府動物愛護畜産課	情報提供、捕獲・被害防止の方法及び 法手続の助言

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシについては、霊園等での焼却処分、もしくは捕獲現場等での埋設等処理。
アライグマ、ヌートリアは安楽死措置後、霊園等での焼却処分。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシについては、大阪府猟友会富田林支部の協力のもと、措置、解体を行い、食肉等の目的で利用可能な部位については、捕獲者等が主体となって有効活用する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	河南町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
河南町自治振興委員会	対策総合的住民意向取りまとめ
大阪南農業協同組合	営農関連技術の指導及び助言
大阪府森林組合	森林被害情報の提供
大阪府農業共済組合	農作物被害状況の把握及び集計
河南町農業委員会	農作物被害情報の提供
河南町実行組合長連絡協議会	農作物被害把握
大阪府猟友会	有害鳥獣の捕獲及び技術助言
大阪府鳥獣保護管理員	有害鳥獣に関する助言・情報提供
富田林警察署	住民の安全確保
大阪府南河内農と緑の総合事務所	営農関連技術の指導及び助言
河南町役場	被害防止対策総括

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大阪府森林組合	森林の管理
(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所	有害鳥獣被害防止対策に関する助言・情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

なし（法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置していない）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が重要であり、獣害を一人ひとりの問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが重要である。